

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)

平成22年2月10日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

50th
Anniversary

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額、販売会社などについては、下記にお問合わせ下さい。

委託会社の情報提供窓口

大和証券投資信託委託株式会社

お電話によるお問合わせ先 電話番号(コールセンター) ☎ 0120-106212
(営業日の9:00~17:00)

委託会社のホームページ アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

- 本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本文書により行なう「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称:杏の実)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月8日にその届出の効力が生じております。
- 当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

下記の内容は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主に内外の公社債等および短期金融商品を実質的な投資対象としますので、公社債の価格の下落、公社債等の発行体の財政難、経営不安等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「公社債の価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認ください。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。

※ くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.3125% (税抜 1.25%) の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」に記載しておりますのでご確認下さい。

投資信託説明書（交付目論見書） 目次

ファンドの概要	1p
商品分類・属性区分	3p
ファンドの特色	5p
投資方針	9p
投資リスク	11p
ファンドの仕組み・体制	13p
費用・税金	17p
申込手続き等の概要	21p
管理および運営の概要	24p
その他の情報	28p
ファンドの運用状況	30p
約款	38p
用語解説	52p

ファンドの概要

ファンドの名称	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実 ^{あんずのみ} ）
ファンドの目的および基本的性格	追加型投信／海外／債券 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	内外の公社債等および短期金融商品
主な投資制限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、 株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
申込取扱場所	委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。 （注）くわしくは、表紙裏をご参照下さい。
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 （注）くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額（1万口当たり）	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の申込手数料	販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。 （注1）くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 （注2）お申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。 （注3）「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お買付代金のお支払い	販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。 （注）くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ご 換 金 価 額 (1万口当たり)	①解約価額 解約請求受付日の翌営業日の基準価額 ②買取価額 買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。） （注）買取価額は、販売会社に問合わせることでより知ることができます。
ご 換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
ご 換 金 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
ご 換 金 代 金 の お 支 払 い	原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
お 申 込 みの 受 付 中 止 日 ・ 受 付 時 間	①シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お買付けおよびご換金のお申込みの受付は行ないません。お申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。 ②委託会社の各営業日*の午後3時までに受付けたお買付けおよびご換金のお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。
収 益 分 配	毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注1）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 （注2）お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合せ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
決 算 日	毎月15日（休業日の場合翌営業日）
収 益 分 配 方 針	①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。 ③留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
信 託 期 間	無期限（平成15年6月13日当初設定）
信 託 報 酬 率	信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%（税抜1.25%）
運 用 報 告 書	毎年5月および11月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

◆投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

商品分類・属性区分

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （ ）
	年6回 （隔月）	欧州		
		アジア		
		オセアニア		
不動産投信	年12回 （毎月）	中南米		
その他資産 （投資信託証券） （債券 公債 高格付債）		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	中近東 （中東）		
資産複合 （ ）	その他 （ ）	エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[商品分類の定義]

- ◆「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ◆「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

[属性区分の定義]

- ◆「その他資産」…組入れている資産
- ◆「債券 公債」…目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
- ◆「高格付債」…目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
- ◆「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ◆「オセアニア」…目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ◆「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

あんず み
(愛称) **杏の実**

(毎月分配型)

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン

ファンドの特色



主として、「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等ならびにコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

- ・「公社債等」には、各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。
- ・当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。



公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

- ① 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上）とすることを基本とします。
- ② 投資する公社債等は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。
- ③ ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。
- ④ 金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。

3

オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。

4

為替については、マザーファンドにおいてオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

- 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

5

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
決算日は、毎月15日（休業日の場合翌営業日）です。

ファンドの特色

投資対象について

【実質的な主要投資対象】

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン
(毎月分配型) (愛称: 杏の実)

オーストラリア・ドル建ての公社債等

ニュージーランド・ドル建ての公社債等

(注) 当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。

「杏の実」とは？

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型)

①

①ハイグレード → 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。

②

②オセアニア → オーストラリア、ニュージーランドの通貨建て

③

③ボンド → 英語で「債券」を意味します。

④

④オープン → 「追加型」の投資信託です。

⑤

⑤毎月分配型 → 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます※。

愛称: 杏の実 (あんずのみ)

①

②

①あんず → Australia New Zealand
(オーストラリア) (ニュージーランド)

②み → 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます※。

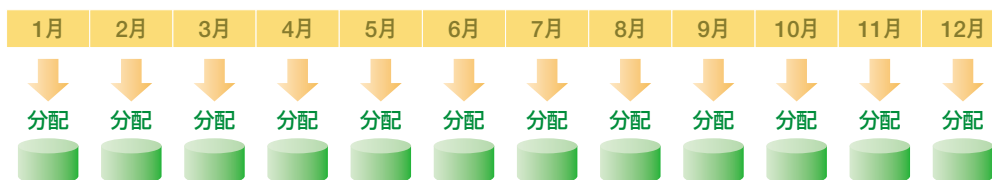
※あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益の分配について

【収益分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。
- ③留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

収益分配のイメージ



- ◆上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

債券の格付けについて

- 債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、フィッチ・レーティングスといった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

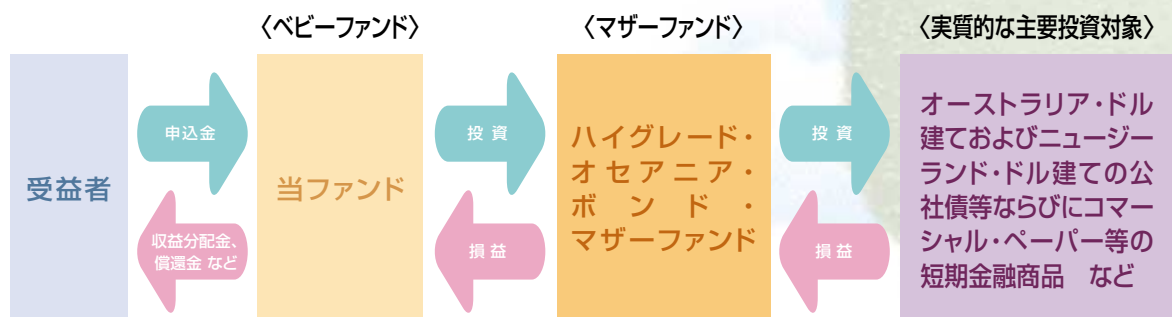
信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合	
高い	Aaa Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AAA AA { AA+ AA AA- }	AAA AA { AA+ AA AA- }	投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。
	A Baa	A BBB	A BBB	
	Ba B Caa Ca C	BB B CCC CC C D	BB B CCC CC C DDD DD D	
低い				

デュレーションについて

- 金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

マザーファンド方式について

- 当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。

投資方針

投資方針

投 資 対 象	ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 （注）その他の投資対象については約款をご参照下さい。
投 資 態 度	①主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
投 資 制 限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款） ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、 株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款） ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款） ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款） （注）投資制限についてくわしくは約款をご参照下さい。
収 益 分 配 方 針	①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ②原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。 ③留保益は、約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。
運 用 体 制	後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

〈参考〉マザーファンド（ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド）の概要

投 資 対 象	内外の公社債等および短期金融商品を主要投資対象とします。
投 資 態 度	①主としてオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）ならびにコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ②公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。 イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上）とすることを基本とします。 ロ. 投資する公社債等は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。 ハ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。 ニ. 金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。 ③オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。 ④為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。 ⑤有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。 ⑥当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主 な 投 資 制 限	①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資リスク

価額変動リスク

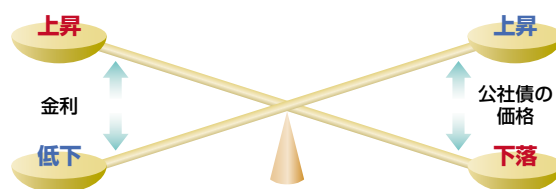
当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。**委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

1 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

金利変動による価格変化のイメージ図



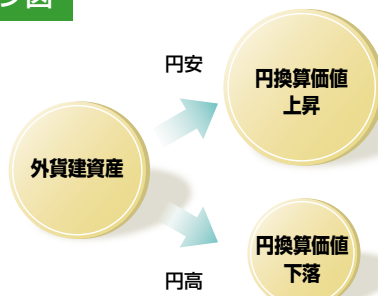
※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。**組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

2 外国証券への投資に伴うリスク

為替リスク

為替変動のイメージ図



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。**組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

当ファンドの主要投資対象である「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」において、為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。このため基準価額は、オーストラリア・ドル／円レートおよびニュージーランド・ドル／円レートの変動の影響を直接受けます。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

3 その他

- イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

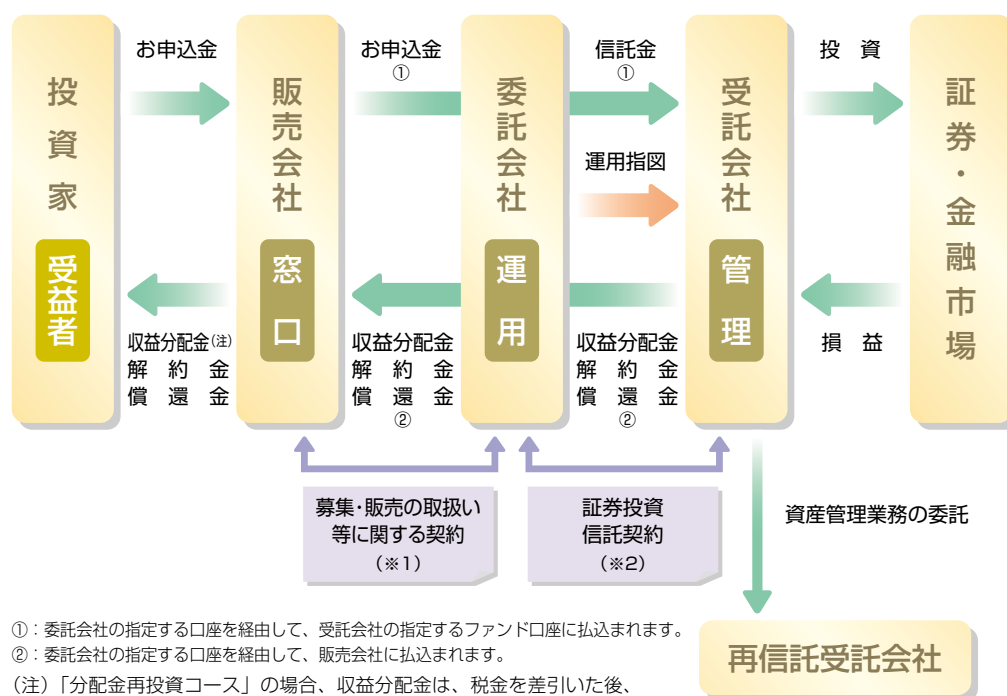
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

※「リスク管理体制」については、後掲「ファンドの仕組み・体制」をご参照下さい。

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み



ファンドの
仕組み・体制

当ファンドの関係法人の名称および役割

販売会社

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。

- ①受益権の募集の取扱い
- ②一部解約請求に関する事務
- ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など

委託会社

[大和証券投資信託委託株式会社]

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。

- ①受益権の募集・発行
- ②信託財産の運用指図
- ③信託財産の計算
- ④運用報告書の作成 など

受託会社

[株式会社りそな銀行]

信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

- ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分
- ②信託財産の計算 など

- (※1) 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- (※2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

〈委託会社の概況（平成21年11月末日現在）〉

- ・名称 大和証券投資信託委託株式会社
- ・代表者の役職氏名 取締役社長 石橋俊朗
- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年4月1日 営業開始
 - 昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 平成19年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
- ・大株主の状況

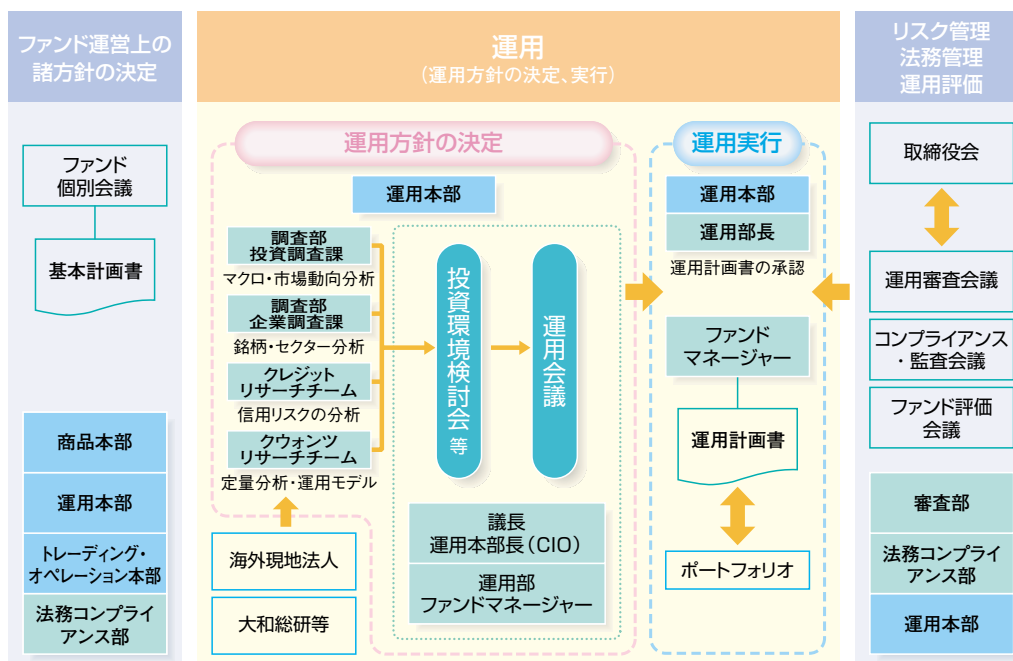
名 称	住 所	所有株式数	比 率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525株	100.00%

ファンドの仕組み・体制

運用体制

①運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



②運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長 (CIO) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ファンド運用に関する組織運営
- ファンドマネージャーの任命・変更
- 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定

- 各ファンドの分配政策の決定
- 代表取締役に対する随時的確な状況報告
- その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長 (1～5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

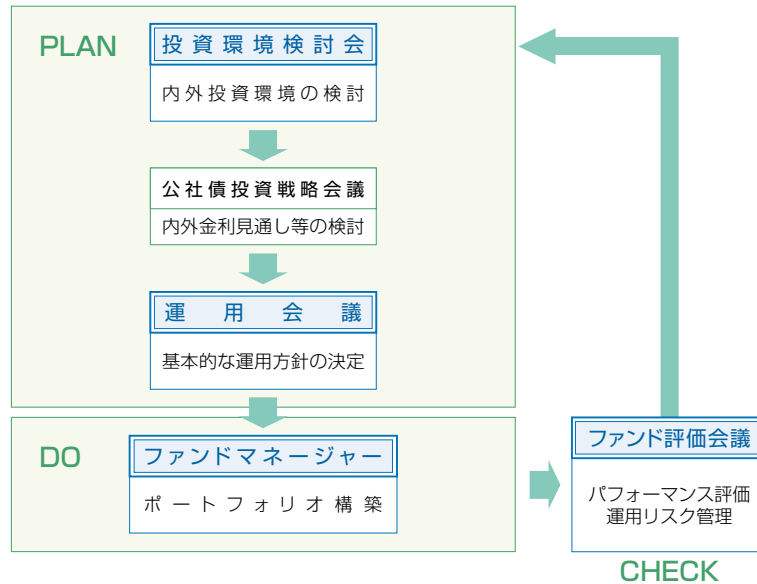
ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。

⑤受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

〈運用プロセスについて〉



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。公社債投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

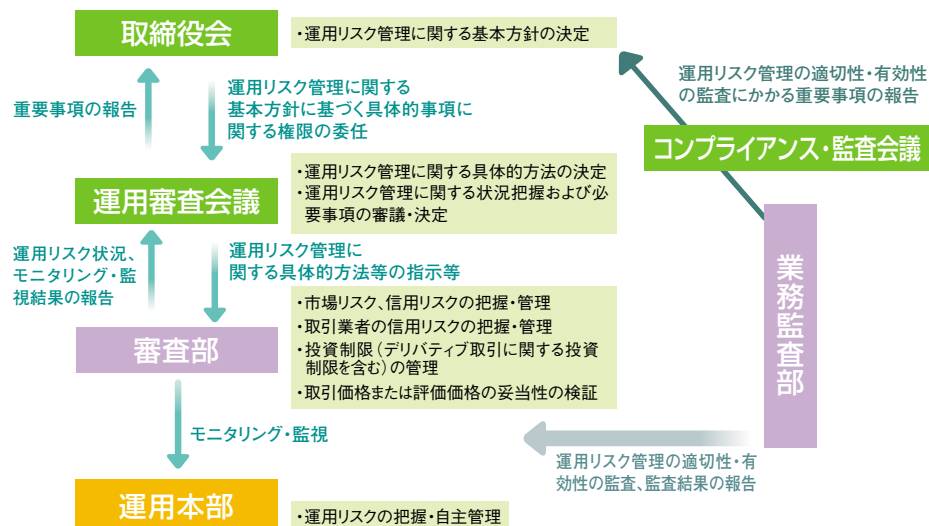
ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

ファンドの
仕組み・体制

リスク管理体制



上記の体制等は平成21年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

費用・税金

■ 直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
お 買 付 時	お 申 込 手 数 料	販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、 2.1% (税抜 2.0%) となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
ご 換 金 時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)に対して…… 10%※
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対して…………… 10%※
償 還 時	所得税および地方税	償還時の差益(償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)に対して…… 10%※

※個人の受益者の場合。平成21年1月1日から平成23年12月31日まで、特例措置として10%の税率が適用されます。

- お申込手数料には、消費税等が課されます。
- 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
- ご換金手数料は、ありません。
- 信託財産留保額は、ありません。
- くわしくは「課税上の取扱い」をご参照下さい。

■ 信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

信 託 報 酬 等

時 期	費 用		
毎 日	総 額	純資産総額に対して…………… 年率 1.3125% (税抜 1.25%)	
	委託会社	販売会社および受託会社への配分を除いた額	
	配 分	各販売会社の取扱い 純資産残高に対して	500億円未満の場合…………… 年率0.735% (税抜 0.70%)
			500億円以上1,000億円未満の場合…………… 年率0.7875% (税抜 0.75%)
			1,000億円以上の場合…………… 年率0.84% (税抜 0.80%)
	受託会社	純資産総額に対して…………… 年率0.0525% (税抜 0.05%)	

(注) 販売会社への配分は、「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型) (愛称: 杏の実)」および「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (年2回決算型) (愛称: 杏の実 (年2回決算型))」の各販売会社の取扱い純資産残高の合計額に応じて変わります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 上記の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

その他の手数料等

- 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

〈マザーファンドより支弁する手数料等〉

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

課税上の取扱い

1 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、**20%（所得税15%および地方税5%）**の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、**10%（所得税7%および地方税3%）**の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、**譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）**の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、**10%（所得税7%および地方税3%）**の軽減税率が適用されます。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

2 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税7%)、平成24年1月1日から15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

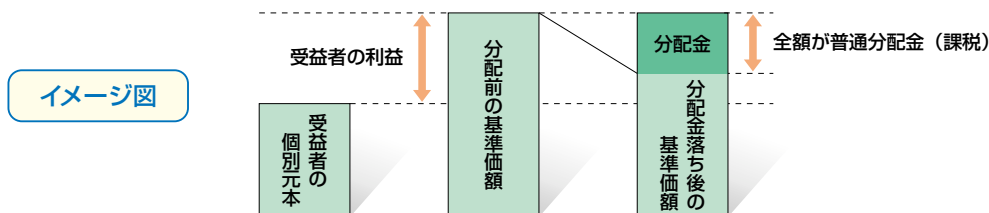
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ◆受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

〈普通分配金の場合〉

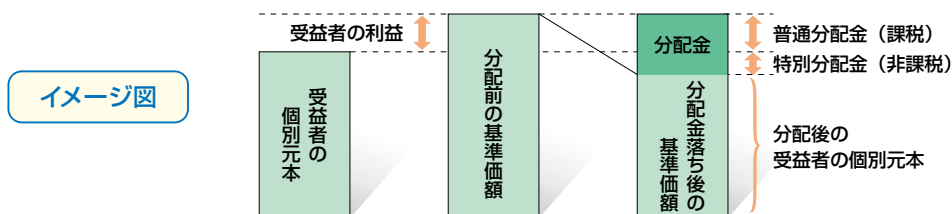
- ◆受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



※個別元本、基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

〈普通分配金と特別分配金がある場合〉

- ◆受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ◆受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※個別元本、基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ・課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

申込手続き等の概要

お買付けは

お申込方法

販売会社において取引口座を開設のうえお申込み下さい。

- 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「**分配金再投資コース**」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「**分配金支払いコース**」があります。

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- 「**分配金再投資コース**」を利用する場合、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結していただきます。

(注) 上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付は行ないません。

- 委託会社の各営業日*の**午後3時**までに受付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お申込手数料

販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

お買付代金のお支払い

販売会社が定める期日までに、販売会社においてお支払い下さい。

(注) くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

◆取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。くわしくは約款をご参照下さい。

ご換金は

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付は行ないません。
 - 委託会社の各営業日*の午後3時までに受付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。
- ※上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

- 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

ご換金方法

「解約請求」または「買取請求」によりご換金をお申込みいただけます。

ご換金価額

(1万口当たり)

- 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額
 - 買取価額
買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）
- （注）買取価額は、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

ご換金代金のお支払い

原則としてお申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

受付けの制限

- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。くわしくは約款をご参照下さい。

- ◆受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ◆受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ◆一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。くわしくは約款をご参照下さい。

申込手続き等の概要

収益分配金・償還金のお支払いは

収益分配金

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合
収益分配金は、原則として決算日から起算して**5営業日**までに販売会社でお支払いします（税金が差引かれます。）。

償 還 金

- 償還金は、原則として信託終了日から起算して**5営業日**までに販売会社でお支払いします。

（注）収益分配時、償還時の税金について、くわしくは前掲「費用・税金」をご参照下さい。

- ◆収益分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- ◆「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
くわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

資産の評価は

[基準価額]

①基準価額

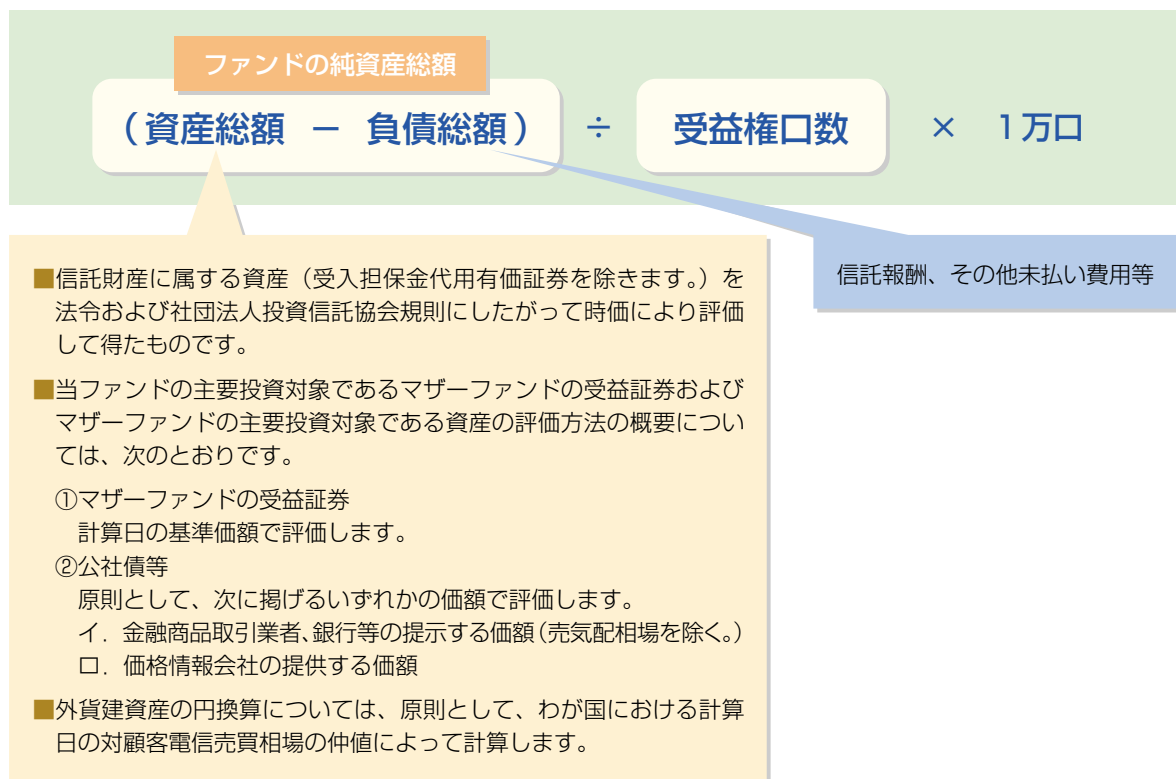
信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

②基準価額情報の入手方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

[基準価額の算出]



信託期間は

信託期間は、無期限です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

管理および運営の概要

計算期間は

毎月16日から翌月15日までとします。

- 上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

信託金の限度額は

- 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

繰上償還については

- 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託契約を解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
 - ・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき

〔信託の終了（繰上償還）にかかる手続きの概要〕

- ① 繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。
- ② 前①の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
- ③ 異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、繰上償還は行ないません。
- ④ 繰上償還を行なう場合において、前②の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



（注）すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- 上記のほか、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託を終了させること（繰上償還）があります。

上記についてくわしくは約款をご参照下さい。

約款変更については

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託約款を変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

〔変更内容が重大なときの信託約款の変更にかかる手続きの概要〕

- ① 信託約款を変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。
- ② 前①の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
- ③ 異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はしません。
- ④ 信託約款の変更を行なう場合において、前②の一定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



(注) すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- 監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

運用経過のお知らせなどは

- 委託会社は、毎年5月および11月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>

※電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

管理および運営の概要

受益者の権利等については

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

- **収益分配金および償還金にかかる請求権**

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）を持分に応じて請求する権利を有します。

- **換金請求権**

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。

その他の情報

【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】

該当ありません。

【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

【発行価額の総額】

1兆円を上限とします。

【申込期間】

平成21年8月8日から平成22年8月10日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。

【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

【振替受益権について】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

【保管】

該当事項はありません。

【関係法人との契約の更改】

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

その他の情報

[内国投資信託受益証券事務の概要]

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

[ファンドの詳細情報の項目]

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 第1 ファンドの沿革 | 第4 ファンドの経理状況 |
| 第2 手続等 | 1 財務諸表 |
| 1 申込（販売）手続等 | (1) 貸借対照表 |
| 2 換金（解約）手続等 | (2) 損益及び剰余金計算書 |
| 第3 管理及び運営 | (3) 注記表 |
| 1 資産管理等の概要 | (4) 附属明細表 |
| (1) 資産の評価 | 2 ファンドの現況 |
| (2) 保管 | 純資産額計算書 平成 年 月 日 |
| (3) 信託期間 | Ⅰ 資産総額 |
| (4) 計算期間 | Ⅱ 負債総額 |
| (5) その他 | Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） |
| 2 受益者の権利等 | Ⅳ 発行済数量 |
| | Ⅴ 1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） |
| | 第5 設定及び解約の実績 |

ファンドの運用状況

[運用状況]

(1) 投資状況 (平成 21 年 11 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	633,539,386,701	100.05
内 日本	633,539,386,701	100.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△322,102,351	△0.05
純資産総額	633,217,284,350	100.00

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	82,217,093,528	12.89
内 オーストラリア	66,679,139,468	10.45
内 ニュージーランド	15,537,954,060	2.44
特殊債券	530,659,772,890	83.20
内 オーストラリア	518,808,981,490	81.34
内 ニュージーランド	11,850,791,400	1.86
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	24,944,838,022	3.91
純資産総額	637,821,704,440	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	29,313,800,000	4.60
内 日本	29,313,800,000	4.60
為替予約取引 (売建)	18,268,100,000	△2.86
内 日本	18,268,100,000	△2.86

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成 21 年 11 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	451,496,142,176	1.45062 654,951,750,205	1.4032 633,539,386,701	— —	100.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.05%
合計	100.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ファンドの運用状況

ハ、投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ、主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	33,051,200,000	98.97 32,713,086,224	100.01 33,057,479,728	5.250000 13/05/01	5.18%
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	27,013,000,000	101.31 27,367,569,460	104.04 28,105,675,850	5.750000 21/05/15	4.41%
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	25,424,000,000	101.78 25,877,437,040	102.60 26,086,549,440	5.750000 12/04/15	4.09%
4	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	20,657,000,000	102.43 21,160,617,660	102.52 21,178,382,680	7.000000 10/12/01	3.32%
5	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	19,862,500,000	96.79 19,225,509,625	99.17 19,698,038,500	6.000000 23/05/01	3.09%
6	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	19,068,000,000	96.55 18,410,726,040	98.13 18,712,191,120	5.500000 17/03/01	2.93%
7	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	17,081,750,000	107.48 18,360,489,805	108.53 18,540,018,998	8.000000 13/06/15	2.91%
8	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	17,479,000,000	101.21 17,690,845,480	102.32 17,885,911,120	6.000000 13/08/14	2.80%
9	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	17,320,100,000	100.39 17,387,821,591	101.80 17,632,554,604	6.000000 15/10/14	2.76%
10	EUROPEAN INVESTMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	15,890,000,000	98.47 15,647,200,800	100.10 15,906,207,800	6.500000 19/08/07	2.49%
11	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	15,890,000,000	98.70 15,684,065,600	100.01 15,892,860,200	5.500000 14/08/01	2.49%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
12	TREASURY CORP VICTORIA オーストラリア	特殊債券 —	15,890,000,000	97.60 15,509,752,300	99.58 15,823,579,800	6.000000 20/06/15	2.48%
13	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU オーストラリア	特殊債券 —	15,890,000,000	97.42 15,481,468,100	98.42 15,639,891,400	5.500000 14/06/05	2.45%
14	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	14,301,000,000	101.70 14,545,467,650	102.03 14,592,597,390	6.000000 11/06/14	2.29%
15	BK. NEDERLANDSE GEMEENTEN オーストラリア	特殊債券 —	11,917,500,000	106.21 12,658,291,800	107.39 12,799,156,650	8.000000 13/11/18	2.01%
16	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	11,917,500,000	98.65 11,757,447,975	100.56 11,985,310,575	6.000000 19/04/01	1.88%
17	EUROPEAN INVESTMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	11,917,500,000	97.25 11,589,887,925	98.31 11,717,047,650	5.375000 14/05/20	1.84%
18	TREASURY CORP VICTORIA オーストラリア	特殊債券 —	11,917,500,000	96.07 11,449,738,125	98.28 11,713,353,225	6.000000 22/10/17	1.84%
19	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK オーストラリア	特殊債券 —	11,123,000,000	97.36 10,829,908,950	98.55 10,961,938,960	5.750000 15/01/21	1.72%
20	INSTITUT CREDITO OFICIAL オーストラリア	特殊債券 —	10,622,465,000	100.02 10,624,695,718	100.38 10,663,467,715	5.500000 11/03/08	1.67%
21	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	10,328,500,000	99.52 10,279,749,480	101.15 10,447,484,320	6.000000 17/09/14	1.64%
22	WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	9,136,750,000	102.96 9,407,746,005	103.20 9,429,491,470	7.000000 11/04/15	1.48%
23	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	9,295,650,000	98.85 9,189,586,634	99.84 9,281,148,786	6.000000 14/01/28	1.46%
24	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND ニュージーランド	国債証券 —	8,694,000,000	104.39 9,076,014,360	105.46 9,169,040,160	6.500000 13/04/15	1.44%
25	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	8,739,500,000	100.12 8,749,987,400	102.09 8,922,330,340	6.250000 19/06/14	1.40%
26	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU オーストラリア	特殊債券 —	8,342,250,000	95.12 7,935,648,735	96.50 8,051,022,053	5.500000 16/07/25	1.26%
27	EUROPEAN INVESTMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	7,945,000,000	100.23 7,963,750,200	101.30 8,048,841,150	6.000000 13/08/14	1.26%

ファンドの運用状況

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
28	NEDER FINANCIERINGS-MAAT オーストラリア	特殊債券 —	7,945,000,000	100.74 8,004,349,150	100.60 7,993,226,150	9.750000 10/02/02	1.25%
29	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	7,945,000,000	98.09 7,793,886,100	100.08 7,951,832,700	6.000000 20/06/01	1.25%
30	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	8,024,450,000	94.45 7,579,173,270	95.81 7,688,626,768	5.625000 16/10/24	1.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	12.89%
特殊債券	83.20%
合計	96.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ニュージーランドドル買/円売 2009年12月	買建	50,000,000	3,107,087,500	3,104,000,000	0.49%
		オーストラリアドル売/円買 2009年12月	売建	230,000,000	18,427,051,000	18,268,100,000	△2.86%
		オーストラリアドル買/円売 2009年12月	買建	330,000,000	26,262,525,000	26,209,800,000	4.11%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配前) (円)	純資産総額 (分配後) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配前) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配後) (円)
設定時 (平成15年6月13日)	3,709,780,000	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成15年11月17日)	7,496,833,452	7,528,706,876	0.9408	0.9448
第2特定期間末 (平成16年5月17日)	15,671,795,306	15,754,739,308	0.9447	0.9497
第3特定期間末 (平成16年11月15日)	44,070,091,246	44,294,700,998	0.9810	0.9860
第4特定期間末 (平成17年5月16日)	76,270,965,173	76,658,202,596	0.9848	0.9898
第5特定期間末 (平成17年11月15日)	169,420,721,742	170,329,634,561	1.0252	1.0307
第6特定期間末 (平成18年5月15日)	245,697,241,363	247,222,867,662	0.9663	0.9723
第7特定期間末 (平成18年11月15日)	370,689,964,027	373,051,589,804	1.0203	1.0268
第8特定期間末 (平成19年5月15日)	436,946,866,656	439,707,106,047	1.1081	1.1151
第9特定期間末 (平成19年11月15日)	465,629,340,128	468,937,305,667	1.0557	1.0632
第10特定期間末 (平成20年5月15日)	538,526,733,299	542,490,161,092	1.0191	1.0266
第11特定期間末 (平成20年11月17日)	395,264,460,608	399,705,721,834	0.6675	0.6750
平成20年11月末日	407,706,274,272	—	0.6850	—
12月末日	419,058,422,954	—	0.6883	—
平成21年1月末日	399,088,797,507	—	0.6338	—
2月末日	441,459,649,607	—	0.6768	—
3月末日	483,017,348,527	—	0.7074	—
4月末日	525,635,736,169	—	0.7391	—
第12特定期間末 (平成21年5月15日)	538,255,063,677	542,594,855,910	0.7442	0.7502
5月末日	560,392,522,806	—	0.7665	—
6月末日	579,739,656,512	—	0.7770	—
7月末日	597,584,319,647	—	0.7810	—
8月末日	601,892,526,733	—	0.7753	—
9月末日	620,255,367,320	—	0.7859	—
10月末日	651,941,194,077	—	0.8188	—
第13特定期間末 (平成21年11月16日)	649,935,054,473	655,154,340,995	0.8094	0.8159
11月末日	633,217,284,350	—	0.7824	—

ファンドの運用状況

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0180
第2 特定期間	0.0270
第3 特定期間	0.0300
第4 特定期間	0.0300
第5 特定期間	0.0325
第6 特定期間	0.0350
第7 特定期間	0.0375
第8 特定期間	0.0400
第9 特定期間	0.0445
第10 特定期間	0.0450
第11 特定期間	0.0450
第12 特定期間	0.0435
第13 特定期間	0.0365

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	△4.1
第2 特定期間	3.3
第3 特定期間	7.0
第4 特定期間	3.4
第5 特定期間	7.4
第6 特定期間	△2.3
第7 特定期間	9.5
第8 特定期間	12.5
第9 特定期間	△0.7
第10 特定期間	0.8
第11 特定期間	△30.1
第12 特定期間	18.0
第13 特定期間	13.7

[財務ハイライト情報]

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）

1 貸借対照表

	前 期 平成 21 年 5 月 15 日現在 金 額 (円)	当 期 平成 21 年 11 月 16 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	315,523,515	1,694,673,971
親投資信託受益証券	543,164,457,902	655,168,407,799
流動資産合計	543,479,981,417	656,863,081,770
資産合計	543,479,981,417	656,863,081,770
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,339,792,233	5,219,286,522
未払解約金	315,356,273	958,796,704
未払受託者報酬	22,697,879	29,902,303
未払委託者報酬	544,749,187	717,655,565
その他未払費用	2,322,168	2,386,203
流動負債合計	5,224,917,740	6,928,027,297
負債合計	5,224,917,740	6,928,027,297
純資産の部		
元本等		
元本	723,298,705,502	802,967,157,231
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△185,043,641,825	△153,032,102,758
（分配準備積立金）	6,434,364,720	7,748,773,422
元本等合計	538,255,063,677	649,935,054,473
純資産合計	538,255,063,677	649,935,054,473
負債純資産合計	543,479,981,417	656,863,081,770

ファンドの運用状況

2 損益及び剰余金計算書

	前 期 自 平成20年11月18日 至 平成21年5月15日 金 額 (円)	当 期 自 平成21年5月16日 至 平成21年11月16日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息	357,227	751,797
有価証券売買等損益	83,705,864,705	82,300,097,244
営業収益合計	83,706,221,932	82,300,849,041
営業費用		
受託者報酬	115,044,496	159,488,068
委託者報酬	2,761,068,844	3,827,715,052
その他費用	2,322,168	2,386,203
営業費用合計	2,878,435,508	3,989,589,323
営業利益	80,827,786,424	78,311,259,718
経常利益	80,827,786,424	78,311,259,718
当期純利益	80,827,786,424	78,311,259,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	455,380,512	572,194,553
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△196,903,702,872	△185,043,641,825
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,145,987,769	15,220,951,113
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	9,145,987,769	15,220,951,113
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,137,846,899	32,670,111,061
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	49,137,846,899	32,670,111,061
分配金	28,520,485,735	28,278,366,150
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△185,043,641,825	△153,032,102,758

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成20年11月18日 至 平成21年5月15日	当 期 自 平成21年5月16日 至 平成21年11月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成20年11月17日としております。このため、当特定期間は179日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、当特定期間末日を平成21年11月16日としております。このため、当特定期間は185日となっております。

約 款

追加型証券投資信託

(ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型))

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、行使等により取得したものに限り、

株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の範囲

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第25条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。
- ③ 留保金は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第53条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に

約 款

追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができますものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）または登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手續を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受

益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限り、）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

います。)

9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（保管業務の委任）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させ

ることができます。

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15

約 款

年6月13日から平成15年7月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替

機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第47条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、その受益権を買取ります。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の買取請求の受付を行いません。

- ② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 平成19年1月4日以降、受益者が買取請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることとが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ④ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による受益権の買取りを中止することができるものとし、
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の一部解約）

第48条 受益者（前条の指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権および指定販売会社に帰属する受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者により一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託

者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第56条 (削 除)

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 4条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標

約 款

利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 5条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成15年 6月13日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

I 別に定める取引所

約款第12条、第47条および第48条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

シドニー先物取引所

用語解説

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

◆委託会社

- 商品の性格や運用の方針などのファンド内容を決め、信託銀行（受託銀行）への指図を通じて資金の実質的な運用を行なう会社です。また、投資家に商品を説明する書類（目論見書）や、運用内容・結果を説明する書類（運用報告書）を作成し、基準価額の計算も行ないます。投信会社、運用会社などと呼ばれる場合もあります。

◆格付け

- 債券の信用力の度合い（利払いや元本返済の確実性）を示したものです。格付け会社が発行体の財務能力、信用力、今後の方向性等を分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。
- 債券の発行体（国や自治体、企業等）自体の格付けのほか、発行される個々の債券ごとの格付けがあります。利払いや返済の条件によって、同じ発行体であっても、格付けが異なることもあります。また、債券だけでなく、国全体や保険などの債務支払い能力に対して付けられることもあります。
- 債券に投資するファンドの場合、ファンドの目的に合わせて、投資できる格付けの水準が定められている場合もあります。

◆基準価額

- ファンドの純資産総額を残存口数で割ったもので、毎営業日に計算されます。単位口数当たり（※1）のファンドの当日価額を表しており、投資家が買付けあるいは換金を行なうときの基準となる価額です。
- また、運用成果を反映して毎日変動しますので、ファンドの運用成績を評価する基準（※2）ともなります。

※1：1口＝1円でスタートしたファンドの基準価額は、多くの場合、1万口当たりで公表されます。

※2：信託報酬は既に控除されていますが、販売手数料や信託財産留保額は反映されていません。投資家が損益を計算する際にはそれらの費用のほか、税金等も考慮して計算する必要があります。

◆信託報酬

- 投資信託の運用・管理費用として、販売会社、委託会社（運用会社）、受託銀行の三者が、それぞれの役割に対して信託財産の中から受取る報酬です。
- 信託報酬は、信託財産から日々差し引かれます。信託財産から負債を引いて時価評価したものの、純資産総額を口数で割ったものが基準価額ですから、基準価額の段階では、既に信託報酬は控除されています。

◆追加型投資信託

- ファンド設定後も購入できる投資信託です。信託期間は無期限のものと期限付きのものがあります。

用語解説

(投資信託の基本的な用語をまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。)

◆ヘッジ

- 株式相場などにおける将来の価格変動リスクを回避・軽減することをいいます。回避する手段としては、信用取引や先物、オプションなどのデリバティブ取引を用います。基本パターンとしては、保有現物株の値下がりによる損失を食い止めるために行なう売りヘッジ（信用売り・先物売り）と、将来購入予定の株が購入する前に値上がりしてしまうリスクを防ぐ目的で行なう買いヘッジ（信用買い・先物買い）が挙げられます。この他に、外貨建証券で運用するファンドが行なう為替ヘッジなどもあります。

◆マザーファンド（方式）

- ファンドの運用の一方式です。この方式の場合、投資家が購入する各ファンドはベビーファンドと呼ばれ、ベビーファンドは原則として別に設定したマザーファンドの受益証券に投資します。ベビーファンドの資金をまとめることにより、運用効率を高めることをねらいとしています。

◆目論見書（投資信託説明書）

- 有価証券の募集もしくは売出しの際、投資家に対して販売や勧誘を行なう際に当該有価証券の内容や発行者の事業内容を記載した法定開示資料です。
- 投資信託の目論見書は委託会社が作成します。ファンドの仕組みやリスク、運用方針、分配方針、約款の内容、それらに加え、既に設定されているファンドの場合は、これまでの運用状況などが記載されています。